

諮問番号：諮問第 3 2 1 号

答申番号：答申第 3 2 1 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県福岡児童相談所長（以下「処分庁」という。）が行った児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。令和 7 年法律第 2 9 号による改正前のもの。以下「法」という。）第 3 3 条の規定による一時保護解除処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるもので、その理由を要約すると、次のとおりである。

本件処分は、問題が解決されず、また、処分庁から納得がいく説明がなされない中で実施された。

本件処分によって、自らの身に危険を感じ、警察に相談や指導を受けるなどして不便な生活を余儀なくされている。また、審査請求人の子（以下「本件児童」という。）の弟の生活を守る必要があることを処分庁に対して訴えてきたが、状況の改善がなされなかった。

本件児童に対して行った法第 3 3 条の規定による一時保護（以下「本件一時保護」という。）について同意しているが、本件児童が審査請求人の家庭（以下「本件家庭」という。）に復帰することを望んでいない。

処分庁が今まで行わなかった調査を行い、再度事実確認をすることで、正しい対応をすることを望んでいる。また、処分庁に対して話をする機会を設けてほしいと伝えているが、今まで何の連絡もない。

このことについて、「一時保護ガイドラインの全部改正について」（令和 6 年 3 月 3 0 日こ支虐第 1 6 5 号こども家庭庁支援局長）の別添「一時保護ガイドライン」（以下「一時保護ガイドライン」という。）のⅡの 5 の(3)は、「こどもが家庭復帰するために

必要な連携を保護者が十分理解できるように説明するなどの働きかけ、保護者の家庭における養育環境や状況の改善を図りつつ、円滑な家庭復帰に向けた取組を行うことが適当である。(中略) 家庭復帰ができた場合も、当面の期間は当該家庭の状況の変化を即座に把握し、対応するために継続した援助を続けることが必要であり、一定の期間は、児童福祉指導措置等又は継続指導を採ることが必要である。」と定めている。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないので、棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、本件一時保護を解除した処分庁の判断に違法又は不当な点はないかということにあるので、以下判断する。

1 本件処分の違法性又は不当性

処分庁は、自宅にて審査請求人及び本件児童の母（審査請求人と併せて「本件保護者」という。）と同居していた本件児童に不適切な養育がなされている疑いがあるとの通告を受けたことから、本件児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するために緊急に本件一時保護を実施したものと認められる。

本件一時保護の開始後、処分庁は、本件保護者及び本件児童に面接を行い、本件児童の養育状況等を確認するとともに、本件児童に必要な指導等を実施したことが認められる。

そして、処分庁は、本件保護者の訴え等も考慮し、本件児童については、自宅ではなく自立援助ホームで生活することで自立を促すことが望ましいとの判断の下、本件児童に面接を実施し、本件児童の意見や気持ちを十分に聞くとともに、新たな養育場所に関する情報の提供や、そうした措置が必要であることの説明等を行い、本件児童の意向を確認したうえで児童自立生活援助事業を実施することとし、本件処分を行ったことが認められる。

以上を踏まえると、本件一時保護の目的を達成したものとして本件処分を行った処分庁の判断に不合理な点は認められない。

したがって、本件処分は法令、一時保護ガイドライン等に定められた手続に則って行われたものであると認められ、違法又は不当な点はない。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件処分に関し、処分庁の説明に納得していないなどと主張しているが、当該主張が本件処分の判断に影響を与えるものとは認められないことから、審査請求人の主張を採用することはできない。

3 その他

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和8年6月30日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和8年8月18日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定について

法第33条第1項には、「児童相談所長は、必要があると認めるときは、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる」旨が規定されている。

また、一時保護ガイドラインのⅡの5の(3)には、「こどもの権利擁護の観点から一時保護の目的を達成したときは速やかに一時保護を解除する」旨が規定されている。

2 本件処分の違法性又は不当性

事件記録から、処分庁は、本件家庭内において不適切な養育がなされている疑いがあったことから、本件児童の安全確保及び調査の実施のため、本件児童を一時保護したことが認められる。

その後、本件保護者及び本件児童との面接等の結果、本件児童が安心、安全に生活できる場所として自立援助ホームが適切であると判断し、本件児童の意向を確認した上で、児童自立生活援助事業を実施することとしたことが認められる。

そして、当該事業の実施により一時保護の目的を達成したことから、一時保護を解除する本件処分を行ったことが認められる。

以上のとおり、本件処分は法令、一時保護ガイドライン等に定められた手続に則って行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

3 その他

そのほか、審査請求人の主張をみても、本件処分に影響を与える事情はなく、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

4 結論

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおりに、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委 員 大 脇 成 昭

委 員 平 岩 みゆき

委 員 吉 岡 秀 樹